

地域医療介護総合確保基金 について

地域医療介護総合確保基金（医療分）について

1 趣旨

病床の機能分化や在宅医療の充実、医療従事者の確保のため、消費税増収分等を活用し、平成26年度に都道府県に基金を創設

※今回の基金は、一時的なものではなく、毎年度、交付される。
(毎年度、事業計画の策定・国への提出が必要)

2 対象事業（医療分）

I-1 病床の機能分化・連携のために必要な事業

I-2 地域医療構想の達成に向けた病床数又は病床の機能の変更に関する事業

II 在宅医療の充実のために必要な事業

IV 医療従事者等の確保・養成のために必要な事業

VI 働き方改革の支援のために必要な事業 ※III及びVは介護分

3 国の基金予算規模・財源負担

全国	H26～29年度：	904億円
	H30年度：	934億円
	R1年度：	1,034億円
	R2年度	1,194億円
	R3年度	1,179億円
	R4年度	1,029億円
	R5年度（予算案）	1,029億円

※負担割合：国2/3、都道府県1/3 ただし、「I-2」の事業のみ国10/10

4 都道府県への配分

地域医療構想の実現に向けた取組の進捗状況を勘案して配分（H30～）

※本県への配分額（積立額）

（H26年度）	約 8.1億円
（H27年度）	約10.5億円
（H28年度）	約 9.0億円
（H29年度）	約14.8億円
（H30年度）	約 8.9億円
（R1年度）	約 8.6億円
（R2年度）	約 6.1億円
（R3年度）	約 3.9億円
（R4年度）	約 4.6億円（基金残高 約25.8億円）

地域医療介護総合確保基金を活用した 令和5年度に実施予定の主な事業(予算額:約5.7億円)

1. 病床の機能分化・連携のために必要な事業

● 地域医療構想を踏まえた施設・設備整備

- ・急性期向け病床から回復期向け病床への転換や他用途への変更に必要な施設・設備の整備

2. 在宅医療の充実のために必要な事業

● 在宅医療の推進

- ・在宅医療に携わる多職種からなる協議会の設置
- ・医療・介護従事者向けの研修、県民公開講座等の実施 など

3. 医療従事者等の確保・養成のために必要な事業

● 金沢大学医学類特別枠の学生への修学資金の貸与

- ・本県の地域医療を担う医師を志す学生に対し、卒業後、指定する医療機関に一定年数勤務した場合に返還免除となる修学資金を貸与

● 看護師等養成所の学生への修学資金の貸与

- ・看護師等養成所の学生に対し、卒業後、条例で定める対象施設に一定年数勤務した場合に返還免除となる修学資金を貸与

● 看護職員の資質向上対策

- ・皮膚・排泄ケア認定看護師教育課程の開設・運営を行う県立看護大学に対して助成

● 薬剤師の安定的な確保

- ・地域病院への出向を組み込んだ人材育成プログラムの創設と修学資金返済支援制度の創設
- ・中高生に対するセミナーや薬学部学生の県内定着支援、未就業薬剤師に対する復職支援を実施

● 災害時におけるDMAT等の機能強化

- ・局地災害や中長期のわたる災害医療への対応を想定した訓練の実施

● 産科医等に対し分娩手当等を支給する医療機関への支援

● 夜間の小児救急電話相談窓口の設置 など

(参考) 令和5年度における地域医療構想に関する医療機関への支援制度

- 地域医療構想に関する医療機関への支援制度を紹介します。また、今後、内容等が変更になることもあります。あらかじめご了承ください。
- 補助事業等活用には、原則として、補助事業等活用の意向調査に回答いただき、県予算に事業費が盛り込まれることが必要となります。
- 施設整備等にあたって、支援制度の活用を検討されている場合は、各所管課までご相談ください。

項目	①急性期向け病床等からの転換	
	回復期向け病床への転換	他用途への転換
支援事業名	病床機能転換事業費補助金	
財源	地域医療介護総合確保基金(医療分)	
補助対象 ・ 支給対象	急性期向け病棟等から回復期リハ病棟、地域包括ケア病棟・病床への転換に必要な施設・設備整備	病床削減に併せて実施する医療機関の機能強化に向けた施設・設備整備 <例> ・地域包括ケアシステムの構築に向けた外来や医療・介護サービスの強化 ・平均在院日数の短縮に向けた在宅復帰支援の充実 ・医療を支える医師等の医療従事者の確保
基準額 ・ 支給額	<施設整備> 新築:5,187千円/床 改修:3,624千円/床 <設備整備> 10,800千円/医療機関	1,837千円/廃止病床
補助率	1/2	1/2
要件	転換後の病棟(病床単位の転換の場合は転換した病床を含む病棟)については、病床機能報告において「回復期」と報告すること	
所管課TEL	地域医療推進室 医療・介護連携推進グループ 076-225-1468	

項目	②病床数の適正化に伴う給付金の支給															
	病床適正化支援	医療機関統合支援														
支援事業名	単独支援給付金	統合支援給付金														
財源	地域医療介護総合確保基金(医療分)															
補助対象 ・ 支給対象	病床数、病床機能、医療提供体制の適正化のため、高度急性期、急性期、慢性期の病床削減を行う病院・有床診療所の開設者等															
基準額 ・ 支給額	<p>病床稼働率に応じ、削減病床1床あたり下記の表に基づいて算出された額の合計額を支給。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>病床稼働率</th> <th>1床あたりの単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50%未満</td> <td>1,140千円</td> </tr> <tr> <td>50%以上60%未満</td> <td>1,368千円</td> </tr> <tr> <td>60%以上70%未満</td> <td>1,596千円</td> </tr> <tr> <td>70%以上80%未満</td> <td>1,824千円</td> </tr> <tr> <td>80%以上90%未満</td> <td>2,052千円</td> </tr> <tr> <td>90%以上</td> <td>2,280千円</td> </tr> </tbody> </table>		病床稼働率	1床あたりの単価	50%未満	1,140千円	50%以上60%未満	1,368千円	60%以上70%未満	1,596千円	70%以上80%未満	1,824千円	80%以上90%未満	2,052千円	90%以上	2,280千円
病床稼働率	1床あたりの単価															
50%未満	1,140千円															
50%以上60%未満	1,368千円															
60%以上70%未満	1,596千円															
70%以上80%未満	1,824千円															
80%以上90%未満	2,052千円															
90%以上	2,280千円															
補助率	10/10															
要件	病床機能再編後の対象3区分の許可病床数が、平成30年度病床機能報告における対象3区分として報告された稼働病床数の合計の90%以下とすること															
所管課TEL	地域医療推進室 医療・介護連携推進グループ 076-225-1468															

項目	③介護医療院等への転換	
	医療療養病床から	介護療養病床から
支援事業名	石川県病床転換助成事業補助金	石川県介護基盤施設等整備費補助金
財源	国庫補助	地域医療介護総合確保基金(介護分)
補助対象 ・ 支給対象	医療療養病床から介護医療院等へ転換するために必要な施設整備 介護療養病床から介護医療院等へ転換するために必要な施設・設備整備 ※ 介護医療院のほか、老健、ケアハウス、有料老人ホーム、特養、認知症GH、小規模多機能、複合型サービス事業所、生活支援ハウス、サ高住への転換も対象 ※介護医療院への支援はH31年度より	
基準額 ・ 支給額	改修:500千円/床 改築:1,200千円/床 創設:1,000千円/床	改修:1,115千円/床 改築:2,770千円/床 創設:2,240千円/床
	※ 改築は既存の建物を取り壊して新たに施設を整備するもの、創設は既存の建物を取り壊さずに新たに施設を整備するもの	
補助率	10/10	10/10
要件	<ul style="list-style-type: none"> ・病室の間取り変更に伴う改修等を基本としており、病床転換に直接関係のないものは補助対象外。 ・ただし、介護医療院等の施設基準上必要なものは補助対象となり得る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・病室の間取り変更に伴う改修等を基本としており、病床転換に直接関係のないものは補助対象外。 ・ただし、介護医療院等の施設基準上必要なものは補助対象となり得る。
所管課TEL	長寿社会課 施設サービスグループ 076-225-1416	